

茨市推第 1080 号
令和 3 年 9 月 10 日

各コミュニティセンター
指定管理者 代表者 様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 高崎 亮

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
に向けた対応等について（お知らせ）

日ごろから、各コミュニティセンターの管理運営に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和 3 年 9 月 9 日（木）に「新型コロナウイルス対策本部」の会議が開催され、現在、発出されております緊急事態宣言における緊急事態措置を実施すべき期間を、令和 3 年 9 月 30 日（木）まで延長することが決定されました。

また、大阪府では、同日に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、令和 3 年 9 月 13 日（月）から 9 月 30 日（木）まで、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されるとともに、府民に対して、引き続き、「不要不急の外出（通院、生活必需品の買い出しなどは対象外）の自粛」や「不要不急の旅行など都道府県間の移動は極力控えること」、「重症化リスクが高い 40 代・50 代は特に感染防止対策を徹底すること」等が要請されています。

本市では、府の要請等を踏まえ、令和 3 年 9 月 10 日（金）に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等についての期間を令和 3 年 9 月 13 日（月）から 9 月 30 日（木）まで延長することとし、内容につきましては、前回と同様に市主催（共済含む）の市民が参加するイベントや集会の制限、また、公共施設等について、利用時間を午後 8 時までとすることを決定いたしましたので、引き続き、利用者の皆さまに周知していただきますようお願い申し上げます。

また、午後 8 時以降の利用制限に伴い、利用をキャンセルされる場合で、既に利用料金をお支払い済みの方には、前回と同様に全額還付していただくほか、それでもなお、午後 8 時までの利用を希望される方には、夜間区分の利用料金額をお支払いいただくこととなります（利用制限に伴う還付はありません）ので、その旨を丁寧にご説明いただきますよう重ねてお願いいたします。

なお、地域の皆さまにおかれましても、ワクチン接種の有無に関わらず自己への感染を回避していただくとともに、他人に感染させないよう徹底していただきますようお願いいたします。